

(調査研究の推進)

第12条 府は、食の安心・安全の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

(趣旨)

府は、食の安心・安全に関する施策を適切に実施するため、調査や試験研究を推進するとともに、府民、食品関連事業者及び府が情報を共有化し、協力して取組を進めるため、調査研究の成果を普及啓発することを明らかにしています。

(解説)

保健環境研究所や農林水産技術センター、中小企業技術センターなど、府の試験研究機関では、ダイオキシン類やその他有害物質についての調査研究、農薬や化学肥料の使用量を減らした栽培技術の開発など、食の安心・安全に関する様々な試験研究を行っています。

化学技術の進歩や新たな科学的知見など、時代とともに行政運営（監視・指導等）もその基準の見直しなどが必要となり、食品関連事業者も新たな対応が求められています。

そのため、府が、調査研究や新技術の開発を推進し、その成果の普及啓発を行うことで、府民、食品関連事業者及び府は最新の科学的知見と情報を共有し、食の安心・安全の確保に努めていきます。